

羽生市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要領

1. 目的

この要領は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の促進を図るために活動する個人、ボランティア団体等に対し、飼い主のいない猫等を適切に管理する活動を支援するため、公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケット（以下「チケット」という。）を利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ①飼い主のいない猫 特定の飼い主がいないことが明らかな猫をいう。
- ②さくらねこ 飼い主のいない猫であって、不妊手術が実施済みで、その目印として耳先を桜の花びらの形に切った猫をいう。
- ③地域猫活動 住民、ボランティア団体等が地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施してこれ以上増やさないようにし、その猫が命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理する活動をいう。
- ④不妊手術 オス猫の去勢手術及びメス猫の不妊手術を合わせて不妊手術（再手術等を防止するための耳先カット手術を含む。）をいう。
- ⑤多頭飼育崩壊現場 ペットの動物を多頭飼育した飼い主が、無秩序な飼い方による異常繁殖の末に飼育不可能となった現場をいう。

3. 交付対象

チケットの交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ①市内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術を施し、地域猫活動を行うことができる者。
- ②市内の多頭飼育崩壊現場等で、地域の公衆衛生上特に市長が必要であると認める場合であって、猫に不妊手術を施し、その後適切な管理ができる者。

4. 交付対象とならない者

次の各号に掲げる猫について、チケットを利用しようとする者は、交付の対象としない。

- ①里親に出す予定の飼い主のいない猫
- ②飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- ③以前飼い主のいなかった猫であり、現在は飼い主のいる猫

④その他チケットの使用が適当と認められない飼い主のいない猫

5. 申請

チケットの交付を受けようとする者は、不妊手術の実施前にさくらねこ無料不妊手術チケット申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

6. 決定及び通知

市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

7. 交付決定の取消及びチケットの返還

(1) 市長は、前条の規定によりチケットの交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定取消及びチケット返還通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(2) 市長は、前項の規定による通知をした場合において、チケットの交付決定の全部又は一部を取り消し、チケットの返還を求めることができる。

①チケットの利用方法が著しく不適当と認められるとき。

②その他市長が必要と認めたとき。

8. 活動報告

チケットを利用した者は、不妊手術を施したときは、速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式第4号）により市長に報告するとともに、有効期限内に利用しなかったチケットは速やかに返却するものとする。

9. 免責

市長は、飼い主のいない猫等に対する不妊手術に関して生じた事故について一切の責任を負わないものとする。

10. その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。